

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第七号）【労金告示】

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 じの告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 金融機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>（削る）</p> <p>ハ～三十四 （略）</p> <p>三十五 ソブリン向けエクスボージャー 次に掲げるエクスボージャーをいう。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ ハ 方公営企業等金融機構向けエクスボージャー</p> <p>二～リ （略）</p> <p>三十六～七十七 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 じの告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 金融機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ～チ （略）</p> <p>三十六～七十七 （略）</p>
<p>（連結の範囲）</p> <p>第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成するこ</p>	<p>（連結の範囲）</p> <p>第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成するこ</p>

ととする。ただし、金庫が法第五十八条の三第一項第一号若しくは三号又は法第五十八条の五第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社を子会社（法第三十一条第五項）に規定する子会社をいう。）としている場合の当該子会社（第六条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 (略)

ととする。ただし、金庫が法第五十八条の三第一項第一号若しくは三号又は法第五十八条の五第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社を子会社（法第三十四条第五項）に規定する子会社をいう。）としている場合の当該子会社（第六条第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 (略)

（地方公営企業等金融機構向けエクスポート・ジャーラー）

（新設）

第三十一条の二 地方公営企業等金融機構向けの円建てのエクスポート・ジャーラーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

2 前項の場合を除き、地方公営企業等金融機構向けのエクスポート・ジャーラーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十

四条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

（我が国の政府関係機関向けエクスポート・ジャーラー）

第三十二条 我が国の政府関係機関（特別の法律に基づき設立された法人（業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）向けの円建てのエクスポート・ジャーラーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

一 政府が過半を出資している法人（株式会社を除く。）

二 政府が出資している法人（株式会社を除く。）で、かつ、法律の

（我が国の政府関係機関向けエクスポート・ジャーラー）

第三十二条 我が国の政府関係機関（特別の法律に基づき設立された法人（株式会社及び業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）向けの円建てのエクスポート・ジャーラーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

一 政府が過半を出資している法人

二 政府が出資している法人で、かつ、法律の定めのとおりにより、

定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。以下この項において同じ。）の認可（承認を含む。以下この項において同じ。）を受けなければならない法人

三 政府が過半を出資している法人（株式会社に限る。次号において同じ。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算について、国会の議決を得、又は主務大臣の認可を受け、及び当該法人の決算報告書を国会に提出しなければならない法人

四 政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の債券及び借入金の償還計画について、主務大臣の認可を受けなければならない法人

2 (略)

当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。）の認可（承認を含む。）を受けなければならない法人

(新設)

(新設)

2 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 中央政府、中央銀行、我が国的地方公共団体、地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1～4以上であるもの区分が1～4以上であるもの

ロ・ハ (略)

イ 中央政府、中央銀行、我が国的地方公共団体及び我が国の政府関係機関が発行した債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1～4以上であるもの

ロ・ハ (略)

五〇七（略）

（標準的ボラティリティ調整率）

第六十九条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスボージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みを行う。以下同じ。）を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいつ。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いられるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

（表略）

（注）特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、歐州中央銀行、歐洲共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開發銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

2 二（略）

五〇七（略）

（標準的ボラティリティ調整率）

第六十九条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスボージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みを行う。以下同じ。）を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいつ。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いられるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

（表略）

（注）特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、歐州中央銀行、歐洲共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国的地方公共団体及び我が国の政府関係機関をいう。

2 二（略）

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十六条（略）

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 中央政府等、我が国的地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

二（略）

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十七条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国的地方公共団体、地方公営企業等金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第三門、国際開発銀行及び第三十四条又は第三十五条に掲げる主体

二（略）

(計算方法)

第九十八条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用金庫は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第九十六条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第二十七条第一項、第二十九条第一項、第三十一条の一第一項、第三十二条第一項及び

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十六条（略）

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 中央政府等、我が国的地方公共団体、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

二（略）

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十七条 標準的手法採用金庫が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国的地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第三十四条又は第三十五条に掲げる主体

二（略）

(計算方法)

第九十八条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用金庫は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第九十六条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第二十七条第一項、第二十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十二条第一項に定め

第三十三条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用金庫の保有するエクスポートヤーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百一十九条（略）

- 2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条第一項及び第三十一条の二から第三十五条までに掲げる主体

口～ホ（略）

3・4（略）

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第一百一十九条（略）

- 2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ 第二十七条から第二十九条まで、第三十一条第一項及び第三十一条の二から第三十五条までに掲げる主体

口～ホ（略）

3・4（略）